

ひとり親家庭への 家庭生活支援員の派遣について

早出勤務や残業、休日出勤などの就業上の理由、
就職活動などの自立促進に必要な理由、疾病等の理由で、
生活援助や保育等の支援が一時的に必要なひとり親家庭・寡婦の世帯に
対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助や子育て支援等を行います。

支援の対象 となる方

母子家庭・父子家庭、寡婦の方が対象です。



支 援 内 容

食事の世話 住居の掃除 身の回りの世話 買い物
医療機関等との連絡 乳幼児・児童の保育や見守り
学校・学童保育・保育所などへの徒歩圏内での送迎 など

☆支援を受ける方は対人・対物保険、
支援する方は、傷害保険に加入しています。
(加入保険の規定に基づく)

☆必要に応じて外出用務にも対応できますが、
自動車での送迎で事故発生の場合には、保険
の対象外となりますので、自動車での送迎
には対応できません。ご了承ください。



支援できる 場 所

支援を受ける方（被生活援助者）の居宅
または、その他利用しやすい適切な場所

利用時間

支援は、1時間単位でご利用いただけます。
◇年間あたりおおむね80時間程度を上限とします。
◇未就学児を養育しており、就業上の理由による場合は、
定期的な支援を受けられます。(月10時間以内)



支援を受けたい方(被生活援助者)

登録

事前に登録が必要です。

市町村の福祉担当課にて 日常生活支援事業対象世帯の登録申請。

登録後、県より受付票が送付されます。

「所得課税証明書」、または「地方税関係情報取得同意書」に記入し、県へ提出。

利用の都度、派遣申請書を 県母子会へ郵送。

利用時の
事務手続き

利用

① 県母子会まで、利用したい理由および日時を連絡。

② 県母子会が、内容に合う支援員を選定し、連絡。

※支援員配置の都合上、ご希望に添えないこともあります。ご了承ください。

③ 当日、支援員が居宅または指定場所に訪問。

④ 利用後、「日常生活支援証明書」を提出。

費用の負担

生活保護世帯・市町村民税 非課税世帯は無料。

児童扶養手当受給水準の世帯は、1時間あたり 70円～150円。

それ以外の世帯は、1時間あたり 150円～300円。

※提出いただいた所得証明書または、同意書（地方税関係情報を県が取得）により、県子ども未来局・子ども家庭支援課にて算定し、請求します。銀行にて振込をお願いします。



支援したい方(家庭生活支援員)

介護福祉士・ヘルパー・保育士・看護師
などの資格をお持ちの方

登録

県母子会まで連絡。登録申請書に記入し、面接・登録。

支援依頼

県母子会より 日時・場所・支援内容の連絡。

※依頼時に都合が合わない場合は、お断りいただいても結構です。

支援

被生活支援者の依頼内容に沿った支援の実施。

手当の
お支払い

支援手当請求書の提出確認後、

支援手当（1時間あたり 1,860円）をお支払いします。

お問い合わせ・お申込みは

公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会 TEL : 088-654-7418

〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2 徳島県立総合福祉センター2F FAX : 088-654-7414

受付：月曜～金曜日（土日祝をのぞく） 8時30分～17時15分